

輪島市監査公表第 33 号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、
同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成26年11月4日

輪島市監査委員 湊 良 作



輪島市監査委員 中 山 勝



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成26年10月24日（金） 防災対策課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 湊 良 作

輪島市監査委員 中 山 勝

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成26年度の監査資料（平成26年4月から8月まで）に係る事務事業全般及び平成25年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

- 本市の防災総合訓練が、10月19日大屋小学校グラウンドを主会場に行われ26機関の約700人が万一来に備え、消火訓練・避難所運営訓練・大津波警報発令された想定で実施された。この後、訓練後の意見交換が予定されていることが伺われた。反省点が多いほど次の対策・成果にとつながる。引き続き、各関係機関と連携を図り、危機管理体制の強化に取り組まれない。
- 安全対策として、多くの観光客、市民が訪れる朝市通りにおいて、AEDの設置がされていない。早急な対処をお願いする。また、本市においても悪質な犯罪記事が目にとまるような状況である。防犯カメラ等の設置も大事な課題と思える。安全・安心な地域防犯力の更なる強化の取り組みを望む。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。